

平成 29 年 12 月 4 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

羽 鳥 裕

医療機関における検体検査業務委託の際の
「医療関連サービスマーク認定施設」の活用について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般一般財団法人医療関連サービス振興会より本会宛に医療機関における検体検査業務委託の際の「医療関連サービスマーク認定施設」の活用についての依頼がありました。

「医療関連サービスマーク制度」は、良質な医療関連サービスの提供と普及を図ることを目的として、平成3年より始まり、衛生検査所等に対し、医療関連団体等の有識者による審査をして認定するものです。

医療法第十五条の二では、医療機関が医師等の診療などに著しい影響を与える一定の業務を外部に委託する時は、「厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない」と定められており、サービスマークは、その目安となるものです。以上により、医療機関における検体検査業務委託の際は、サービスマーク制度をご参考にして頂ければ幸甚に存じます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知をいただくとともに、貴会管下の関係医療機関等への周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

平成29年12月1日

公益社団法人 日本医師会
会長 横倉 義武 様

一般財団法人 医療関連サービス振興会
理事長 野崎 貞彦



貴会会員の医療機関における検体検査業務委託の際の
「医療関連サービスマーク認定施設」活用をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当会の業務運営につきまして毎々格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

さて、当会は、良質な医療関連サービスの提供と普及を図ることを目的に平成3年から「医療関連サービスマーク制度」を発足させ、当会内に組織する業務毎の「専門部会」及び「評価認定制度委員会」では、医療関連団体等の有識者の第三者評価による厳格な審査をして認定を行っております。

従いまして、医療関連サービスマーク取得施設への業務委託は安心と信頼をいただけるものと考えております。特に診断や治療法の選択に重要な役割を持つ臨床検査については、その外部委託先となる検査センターに係る「医療関連サービスマーク（衛生検査所業務）」の交付においては、「専門部会」の下に更に「調査指導中央委員会」と日本を9ブロックに分けた「調査指導地区委員会」を組織し、正確度、精密度の向上を目指した全国9支部 計154人の調査指導員が調査・指導に携わっております。

この度、衛生検査所に対しての認定審査を行う衛生検査所業務 調査指導中央委員会及び専門部会におきまして、衛生検査所業務の医療関連サービスマーク認定施設の活用促進を貴会に対しお願いすることといたしました。

つきましては、貴会会員様の医療機関が検体検査を外部へ委託する際は、医療関連サービスマーク認定取得施設をご活用いただきたく会員様へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、認定施設の情報は、年3回（2月、6月、10月）の認定の都度、当会ホームページ(<http://www.ikss.net>)に掲載し、更新しておりますのでご参照下さいますようお願い致します。

敬具